

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和3年10月
環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 改正の趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）においては、瀬戸内海の環境の保全のため、基本計画・府県計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜保全地区制度、環境保全のための事業の促進等について規定している。

平成27年の法改正時の附則に基づき、栄養塩類の管理の在り方について検討を行うとともに、法の施行状況の調査を行ったところ、気候変動による水温上昇等の環境変化とも相まって、瀬戸内海の一部の水域では、窒素やリンといった栄養塩類の不足等による水産資源への影響や、開発等による藻場・干潟等の減少等が課題となっていることがわかった。このため、令和元年6月に、環境大臣より中央環境審議会に対して、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について諮問がなされ、令和2年3月に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」として答申を得た。これを受け、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において更なる検討が行われ、令和3年1月、中央環境審議会より、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性」として意見具申がなされた。

これを踏まえ、法改正にかかる検討を進め、令和3年2月に法の改正案が国会に提出され、審議の末、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号。以下「改正法」という。）が成立、同年6月9日に公布されたところである。改正法は、一部の規定を除き公布の日から1年を超えない範囲内に施行することとされていることから、改正法の適切な施行を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）について、必要な事項につき所要の改正を行うものである。

2. 改正事項

（1）栄養塩類管理計画の公告

改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第12条の6第9項の規定による公告は、栄養塩類管理計画を定めた旨及び当該栄養塩類管理計画について、関係府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（2）栄養塩類管理計画の軽微な変更

新法第12条の7第3項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ・栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称の変更であって、栄養塩類増加措置を実施する者の変更を伴わないもの
- ・地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- ・新法第12条の6第2項第6号に掲げる事項の変更

（3）その他

改正法に伴う条ずれに係る規定の整備及びその他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和4年4月1日（予定）